

# 【 資 料 】

## 用語の解説（五十音順）

### 【 ア 行 】

#### インフォームド・コンセント

患者等に病状や治療目的などを説明し、同意を得た上で治療をすること。また、医学的処置や治療に先立って、それを承諾し選択するのに必要な情報を医師から受ける権利。

#### H I V感染者 / エイズ

H I V（ヒト免疫不全ウイルス、Human Immunodeficiency Virus）感染者は、H I Vの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群）の特徴的な肺炎や腫瘍（しゅよう）などの感染症を発症していない状態の人をいう。エイズは、H I Vに感染し、生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気。

#### えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業などに高額な図書の購入や不当な寄附を要求するなどの行為。

#### N P O

Non Profit Organizationの略で、通常、「民間非営利組織（団体）」と訳される。

本県が、2003（平成15）年に策定した「ボランティア・N P Oとの協働ビジョン」では、ボランティア団体や市民活動団体（特定非営利活動法人を含む）を中心とする営利を目的としない民間団体。

#### エンパワーメント

「力をつけること」という意味をもつ言葉で、政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自らの持てるさまざまな能力に気づくとともに、それらを最大限に引き出すということを指す。世界の女性の人権尊重、差別撤廃運動の中で使われるようになった用語。

### 【 カ 行 】

#### 学習障害（L D）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難が認められる状態。「L D」は、Learning Disabilitiesの略。

#### 健康寿命の延長

単に寿命の延長ではなく、心身の状況に応じた活動的な状態で生活できる期間

を延長すること。本県が、2001（平成13）年に策定した「健康なら21計画」の目的の一つ。

#### 高機能自閉症

人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わない状態。

#### 公正採用選考人権啓発推進員

職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、一定規模以上の事業所等において、人事担当責任者等の中から選任された者。

事業所等における公正な採用選考システムの確立、同和問題などの人権問題に関する正しい理解と認識の徹底を図ることなどに中心的な役割を果たす。

#### 公正な採用選考システム

企業等が労働者を雇用する際、基本的人権尊重の理念に基づき、特定の人を排除することなく、応募者に広く門戸を開き、職務を遂行するために必要な適性や能力を基準として採用選考を行う仕組。

#### 国際年

国際社会が1年間を通じて共通した問題に取り組む活動。国際年の制定は通常、国連総会で決定される。

### 【 サ 行 】

#### SARS（重症急性呼吸器症候群）

SARSコロナウイルスを病原体とする新しい感染症。

SARS患者と接した医療関係者や同居の家族など、患者のせきを浴びたり、痰や体液等に直接接触する等の濃厚な接触をした場合に感染し、2日～7日、最大10日間程度の潜伏期間を経て発症。潜伏期あるいは無症状期における他への感染力はなく、あったとしても極めて弱い。また、SARSコロナウイルスは、アルコールや漂白剤等の消毒で死滅し、現在のところ患者が触れた物品を通じてSARSが人へ感染する危険は小さいと考えられている。

#### 参加体験型学習

学習者がお互いの気づきや考えを共有しながら、学習活動に積極的に参加し、人権に関する意欲と行動力を高めようとする学習方法。参加者で意見交換や共同作業を行いながら進める参加体験型研修を「ワークショップ」と呼ぶ。

#### ジェンダー

「男性は仕事、女性は家庭」など社会的・文化的に形成された性別。生物学的

な性別であるセックスとは区別して使われる。

#### 自己実現

自分が持つ多くの可能性に気づき、その実現をめざしながら自己を確立すること。アメリカの心理学者マズローの欲求の階層論によると、人間にとって最高の位置にある欲求。

#### 児童虐待

親などの保護者が監護する児童に対し、児童虐待防止法第2条に掲げる行為をすること。身体的虐待、性的虐待、養育放棄（ネグレクト）及び心理的虐待の形態がある。

#### 児童憲章

1951（昭和26）年5月5日、内閣総理大臣が招集した児童憲章制定会議が制定。日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図ることを目的に、国民がなすべき道德規範を定めたもの。

#### 児童の権利に関する条約

子どもの権利条約ともいう。世界の多くの児童（18歳未満のすべての者を児童と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。1989（平成元）年の第44回国連総会で採択され、わが国は1994（平成6）年に批准。

#### 人権教育のための国連10年

国際連合は、1994（平成6）年の第49回総会において、人権という普遍的文化を世界中に創造することを目指し、1995（平成7）年から2004（平成16）年の10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議。この「10年」は、生活文化を形成する最も重要な要素として、普遍的な人権をとらえ、日々の暮らしのなかに人権を根付かせ、多様な文化や価値観、個性を尊重し合う民主的な社会を築いていくための国際的な取組。

#### スクールカウンセラー

いじめや不登校などによる不安や悩み、あるいは問題行動等の未然防止及び解決のため、児童生徒や保護者、教職員に対する心理的援助活動を行うことを目的に、学校へ派遣される専門的な知識・経験を有する者。

#### 性同一性障害者（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）

生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められてい

る医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

#### 成年後見制度

痴呆や精神上的の障害などにより判断能力が不十分なために、不動産売買の契約の締結など法律行為を行うことが困難な人に対し、代理人を選任し保護する制度。

#### 性の商品化

性を「物＝商品」として扱う傾向のこと。買売春、ポルノ、セックスアピールを利用した広告等、幅広い意味で用いられる。

#### 性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように男性・女性で異なる役割を与え、その役割の遂行を期待する意識のこと。

#### 世界人権宣言

すべての人々の基本的人権の確立が世界平和の基礎であるとの考えに基づいて、1948（昭和23）年12月10日、国際連合の第3回総会で採択。この宣言は、前文と30条から成り、生命・身体の安全、法の下での平等などの基本的人権について、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を示している。

#### セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な性質の言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場におけるさまざまな態様のものが含まれる。

### 【 夕 行 】

#### 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会。

#### 地域福祉計画

2000（平成12）年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するためのもので、住民参加のもと、市町村が地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための計画。なお、県はこれを支援するため、「地域福祉支援計画」を策定。

#### 地域福祉権利擁護事業

痴呆や精神上的の障害などにより判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用についての情報提供や諸手続上の援助、日

常的な金銭管理等を行う制度。

#### 地对財特法

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の略。

1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」や1982（昭和57）年の「地域改善対策特別措置法」を引き継ぎ、同和地区の生活環境整備などに対する財政補助を目的に1987（昭和62）年に制定された時限立法。1992（平成4）年に対象事業を絞って5年間延長され、さらに1997（平成9）年には下水道事業、高校進学奨励費補助など15の事業に限り5年間延長され、2002（平成14）年3月末に法期限を迎えた。

#### 注意欠陥多動性障害（ADHD）

不注意、多動、衝動性という三つの行動の障害を特徴とする行動的症状群で、7歳未満に現れ、社会的・学業的機能に著しい障害が見られる状態。

「ADHD」は、Attention-Deficit / Hyperactivity Disorderの略。

#### 中国残留邦人

ソ連軍の対日参戦時（1945（昭和20）年8月9日）以後、中国東北地区（旧満州地区）から居住地を追われ、避難する途中で中国人養父母に引き取られ、身元も知らないまま育った者や、生活の手段を得るため中国人の妻になるなどして中国に留まった者等を「中国残留邦人」と総称している。

#### ドメスティック・バイオレンス（DV）

家庭内暴力のことで、DV（domestic violence）と略される。主として夫や恋人など親しい人間関係の中でおきる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力などを含む。

#### 【ナ行】

##### ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害をもつ人もそうでない人も、すべて人間として当たり前（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会を目指すという考え方。

#### 【ハ行】

##### パートナーシップ

提携、協力、連合のこと。最近は一つの目的を達成するために補完・協力し合う意味で、「協働」と表記されることがある。

### バリアフリー

障害のある人にとって社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、障害をもつ人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

### ハンセン病

1873年ノルウエーの医師ハンセンが発見した「らい菌」によって起こる感染症で、遺伝病ではない。治療法が確立しており、感染源対策としての患者の隔離を規定した「らい予防法」は、1996（平成8）年に廃止。

### 部落史研究

被差別部落の歴史を研究することで、本県では、近年の歴史研究の成果や県内の地域史料の発掘の成果に基づき、研究が深められ、その成果は1991（平成3）年度の「同和教育の手びき」第34集で「部落史の見直し」として報告されている。

### ホームレス

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避等さまざまな要因により、特定の住所を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎等で野宿生活を送っている人々を、その状態に着目して「ホームレス」と呼ぶ。

## 【マ行】

### メディア・リテラシー

メディア（新聞・テレビ・ラジオ・インターネット等）が提供するさまざまな情報から、何が真実かを読みとったり、情報を効果的に活用したり、発信したりできる能力。

## 【ヤ行】

### 有害サイト

アダルト、虐待・残虐、犯罪や自殺の助長、薬物等の売買や、誹謗・中傷、差別表現等の記述が多い掲示板など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報をインターネット上で提供しているところ。

# 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例

平成9年3月27日  
奈良県条例第24号

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになっている。

我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。

我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。

## (県民の責務)

第3条 県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事務の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

2 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえて、見直しを行うものとする。